

××市××町××番地

審査請求人

●● ●● 様

処分庁 安来市長（税務課）

裁 決 書

審査請求人が令和 4 年 3 月 2 4 日に提起した処分庁による地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 3 4 3 条第 2 項に基づく現所有者（納税義務者）の指定に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事 案 の 概 要

- 処分庁は、令和 4 年 2 月 2 5 日、審査請求人の母である▲▲▲▲▲が令和 3 年××月××日に死亡したことにより、令和 4 年度から相続登記が完了するまでの間、下記土地につき現所有者（納税義務者）の代表として指定した（以下「本件手続き」という。）。

記

土地

所在地	地目	地積 (m ²)
●●	●●	●●

- 審査請求人は、上記 1 の土地のうち、保安林、山林及び原野の土地（以下「本件土地」という。）は、個人で場所の特定ができる状況にないと主張して、令和 4 年 3 月 2 4 日、安来市長に対し指定を取り消す審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

- 審査請求人の主張

本件土地は、審査請求人の 4 世代前の名義人（■ ■ ■ ■ ■）が所有人となっており、引き継ぎ及び個人で場所の特定ができる状況にない。

市は、課税を行う処分庁でありながら、課税物件を明示できていない。

固定資産税の課税にあたり自分が所有できていると認識できない土地に対して、相続人のひとりだからという理由で納税義務者として指名することは違法な処分であり取り消されるべきである。

理 由

1 本件審査請求の適法性

以下の理由により、本件手続きは審査請求の対象に当たらない。

審査請求の対象は、「処分その他公権力の行使に当たる行為」（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条第1項）、すなわち「公権力の主体たる国又は公共団体の行為のうち、その行為によって、直接に国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められているもの」である（東京地方裁判所平成17年（行ウ）第386号等同18年9月8日判決、最高裁判所昭和37年（オ）第296号同39年10月29日第一小法廷判決・民集18巻8号1809頁）。

固定資産税の納税義務者は、賦課期日（当該年度の初日の属する年の1月1日。地方税法第359条）において、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をいい、所有者として登記又は登録がされている個人が賦課期日前に死亡しているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいうとされている（同法第343条）。

本件手続きは、令和4年度から相続登記が為されるまでの間、固定資産税納税通知書の送付先を決定するために、事務処理の便宜上為されるものであって、固定資産税の課税に関して直接に審査請求人の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められているものではない。

よって、本件手続きは審査請求の対象とならない。

2 本件審査請求の補正可能性

審査請求人の主張を斟酌するに、本件手続き以外の点について審査請求の対象とする意思があると解することはできないため、本件審査請求の対象を補正することができないことは明らかである。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求は不適法であって補正することができないことが明らかであるから、行政不服審査法第24条第2項に基づき、同条第1項及び同法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

審査庁（総務課）

安来市長 田 中 武 夫

教 示

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、安来市を被告として（訴訟において安来市を代表する者は安来市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、安来市を被告として（訴訟において安来市を代表する者は安来市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。